

知っておこう!

# 健康診断の

監修:石川 隆氏  
丸の内クリニック 院長



第21回

# ウン?・ホント! 医師診察

40歳の会社員、健(タケシ)さんは健診の結果報告書をみながら妻、康子(ヤスコ)さんと医師診察について話をしています。今回は医師診察の意義について考えましょう。

## 1 健康診断の医師診察ってどんなことが分かるのかしら?

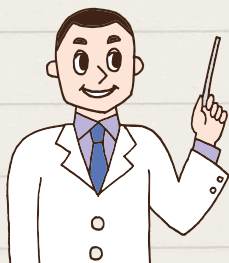
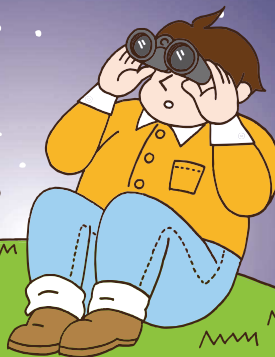
健康診断で医師診察という内科の医師の診察項目があるけれど、どんな内容なのかしら?

ヤスコ  
康子さん  
主婦(35歳)



医師診察は健康診断の中でも重要な項目らしいよ。診察だけでなく、自覚症状や既往歴を聞かれ、それらが病気の発見につながることもあるんだ

タケシ  
健さん  
会社員(40歳)



健康診断で行われている内科の医師診察は、一般健診としての労働安全衛生規則に基づく健診でも重要な項目です。昭和47年に施行された労働安全衛生規則によると既往歴・業務歴の聴取と共に、「自覚症状」と「他覚症状」が必須項目となっています。

このうち「自覚症状」は受診者の方が自分で自覚している症状のことですが、「他覚症状」という言葉は一般的な医学用語ではありません。しかし法律用語としてあり、この場合は他覚所見あるいは理学的所見のこととされます(ミニコラム参照)。

従来、内科の診断学においては理学(的)所見(英語で physical examination)といて、視診(目で見て診断する)・

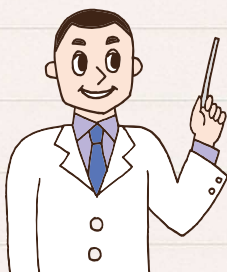
触診(触れて診断する)・聴診(聴診器で心臓の音や腹部の音を聴いて診断する)などによる診断法が用いられています。表に健康診断で一般的な理学所見の対象となる臓器と所見の種類を示します。

健康診断で行う内科の診察では受診者が問診票に記載した「自覚症状」を聞いた上で、おもにこれらの臓器を対象とした理学所見の有無を調べていきます。「自覚症状」には多くの訴えがあるにもかかわらずほとんど病気とは関係ない場合や、数少ない自覚症状でも病気の発見につながる場合があります。例えば便潜血反応が陰性でも時々「血便が出る」ことがきっかけで大腸検査をしてみると、大腸がんが発見されたということもあります。そのため医師は身体の診察だけでなく、自覚症状の中に病気が隠れていないか常に注意して問診を行っています。

医師診察を受診する時はどのようなことに注意したらよいのかしら？



健康な受診者は医師に相談することもめったにないから、日常の健康のことで疑問があれば一つ二つ質問してみるのもよい機会だと思うよ



医師診察では、表に示すような項目を検査するのですが、ほかの検査法でも医師診察の一部をカバーすることができます。例えば目の結膜を見て診断する貧血の場合、血液検査でヘモグロビンなどの数値が出ますので、医師診察で分からない軽度の貧血でも血球検査によって貧血の有無はすぐに診断できます。

また腹部の触診では通常、肝臓の腫大や胆嚢の腫大、心窩部といわれる胃部付近の腫瘍の有無などを調べますが、ある程度大きな腫瘍や臓器の腫大がなければ診断は難しい場合があります。実際これらの臓器は腹部超音波検査を行うことにより、触診でも分からないくらい小さな腫瘍性病変が見つかることがあります。しかし本人が自覚していない腹水や腹部の腫瘍（女性ではしばしば下腹部腫瘍として触知する子宮筋腫など）が腹部の触診で発見されることもあり、医師診察が病気の発見のきっかけになる場合

表 内科の医師診察の主な検査部位

目	貧血の有無など
頸部	リンパ節腫大の有無 甲状腺腫大の有無
心臓(聴診)	心雑音、不整脈の有無など
肺(聴診)	呼吸音
腹部(触診)	上腹部、下腹部の腫瘍の有無、腹部膨満の有無など
下肢	浮腫の有無など

があります。

頸部の診察では甲状腺腫大は比較的よくみられる所見です。しかし甲状腺がんの頻度は低く、多くの場合、良性の甲状腺腫大ですが、精査のためには甲状腺超音波検査が必要になります。

心臓の聴診では心雑音や不整脈などが見つかることが多いのですが、先天性の心疾患の大部分は幼少期に発見されやすく、成人では弁膜症や心房細動などの心疾患などの発見が重要です。一般健診には心電図検査も含まれているため、不整脈や期外収縮などの詳しい診断には心電図がより有効な検査となります。

また肺の聴診も健康診断の内科診察で行われますが、聴診所見だけで病気の発見につながることはまれです。肺がんでもほとんどの場合、聴診所見では異常が見つかりにくく、胸部X線検査が重要となります。

内科の医師診察では理学所見で分かる範囲がある程度限定されるものの、自覚症状や既往歴などの問診などを通して病気の発見につながる場合があります。医師診察に際しては受診する時、普段健康に関して疑問に思っていることについて相談してみるよい機会だと考え、一つ二つ質問を用意しておくのもよい方法だと思います。

### Mini Column

#### 法律に決められた「他覚症状」とは

昭和47年に決められた労働安全衛生規則第四十四条では、会社などの事業者は定期健康診断について医師診察に関係する項目として①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査が義務づけられています。このうち「他覚症状」というのは法律の用語になっているものの、一般には理解し難い用語です。「他の人が感じる症状」というものではありませんので、おそらく他覚所見あるいは理学的所見のことと思われます。一度決定された法律用語ですのでこれまで修正されてきていませんが、「他覚症状」という言葉は医学的にみておかしいのではないかと考えられます。いつか法律が変わる時に修正されるべき言葉ともいえますが、これまであまり指摘されていません。

参考文献: Lynn S Bickley ベイツ診察法(Bates' Guide to Physical Examination and History Taking) 第9版 2007年 日本語監修 福井次夫、井部俊子、メディカル・サイエンスインターナショナル